

○三原市文化財保存事業費補助金交付要綱

平成17年3月22日

要綱第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）及び三原市文化財保護条例（平成17年三原市条例第137号）の規定による指定を受けた三原市にある文化財（以下「指定文化財」という。）並びに文化財保護法の規定による登録を受けた三原市にある文化財（以下「登録文化財」という。）の保存事業に係る補助金の交付に関し三原市補助金等交付規則（平成17年三原市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 市長は、指定文化財及び登録文化財の所有者又は管理者で、当該保存事業を行うものに対して補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げるもので、市長が当該事業の文化財の保存を図り得ると認めたものとする。

- (1) 文化財保存事業
- (2) 文化財管理事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる文化財の区分に応じ、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、当該各号に定める額を限度として交付する。ただし、三原市伝統文化保護育成事業費補助金交付要綱（平成17年三原市要綱第32号）の対象となったものは除く。

- (1) 国指定文化財及び県指定文化財 補助対象経費から国及び県の補助金を差し引いた額の2分の1以内
- (2) 市指定文化財 補助対象経費の2分の1以内

(3) 国登録文化財 補助対象経費から国の補助金を差し引いた額の
2分の1以内

附 則

この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成24年3月30日三原市要綱第55号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。